⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、①工事、②工事ともに次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定建設工事共同企業体の全ての構成員にあっては、平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が鋼床版連続桁の鋼橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が30m以上であること。

⒟　架設工法が送出し工法であること。

⒠　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、⒜から⒠は同一の橋梁で施工した実績であること。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、代表者の技術者が次に掲げる基準を満たすものとする。

なお、本公示において申請できる技術者は１名とする（２名以上申請した場合は欠格とする。）。ただし、工場製作における配置予定の技術者と架設工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作、架設工事ごとにそれぞれ１名申請することができる。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たす鋼橋上部工工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が鋼床版連続桁の鋼橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が30m以上であること。

⒟　架設工法が送出し工法であること。

⒠　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、⒜から⒠は同一橋梁での施工経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号新天王橋・曽波神高架橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成25年６月17日

国立大学法人山形大学医学部長　山下　英俊

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　医療情報データベースシステム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成25年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　高信頼・大容量ファイルサーバを設置すること。